土地使用貸借契約書

貸主〇〇〇〇（以下、「甲」という。）と借主〇〇〇〇（以下、「乙」という。）とは、以下のとおり、甲が所有する下記の土地（以下、「本件土地」という。）について、使用貸借契約（以下、「本契約」という。）を締結した。

土地の表示

所　在　××県××市××町

地 番 〇番〇

地　目　〇〇

地　積　〇〇平方メートル

（本契約）

第１条 甲は乙に対して、本件土地を、以下の条件で無償で使用させることとし、乙はこれを借り受ける。

　 １）対象物件　　　　上述のとおり

　 ２）使用目的　　　　〇〇

　 ３）契約期間　　　　平成〇〇年〇〇月〇〇日から平成〇〇年〇〇月〇〇日

２　前項の定めにかかわらず、甲は１か月の予告期間をおいて、本契約を解約することができる。

（善管注意義務）

第２条 乙は、本件土地を使用するにあたっては、善良なる管理者の注意をもって維持管理に当たらなければならない。

（費用負担）

第３条 乙は、本件土地についての修繕費、補修費及び租税公課を負担する。

　 ２ 甲は、本件土地について、いかなる費用をも負担しない。

（免責・契約の失効）

第４条 天災、地変その他の不可抗力により、甲が債務を履行することができなくなったことによって乙が被った損害については、甲は何らの責任を負わないものとする。

　 ２　本件土地が滅失したときは、本契約は、その効力を失うものとする。

（禁止事項）

第５条 乙は、以下の行為をするときは、あらかじめ甲の書面による承諾を得なければならない。

１）本件土地の使用貸借件を譲渡し、又は、本件土地を転貸しようとするとき

２）本件土地の形状を変更するとき

３） ・・・・・・

（解除）

第６条 乙が以下のいずれかに該当したときは、甲は直ちに何らの催告を要しないで、本契約を解除することができる。

１）乙が、甲の許可なく本件土地の使用目的とは異なる使用をしたとき

２）その他、本契約の各条項に違反し、甲乙の信頼関係を破壊したとき

（原状復帰義務）

第７条 乙は、本契約が終了したときは、直ちに本件土地を原状に復して、甲に返還しなければならない。この場合において、乙が返還義務を怠った場合は、本契約終了日の翌日から返還済みに至るまで、１日につき、金〇〇万円の損害金を支払うものとする。

（合意管轄）

第８条 甲及び乙は、本契約に関し、裁判上の紛争が生じた場合は、〇〇地方裁判所をもって第一審の管轄裁判所とすることに合意する。

（協議事項）

第９条 本契約に定めがない事項が生じたときや、本契約条項の解釈に疑義が生じたときは、相互に誠意をもって協議・解決する。

以上のとおり、契約が成立したので、本契約書を２通作成し、各自署名押印の上、各１通を保有する。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

甲 住所 ××県××市××町××

氏名　〇〇〇〇　　　　　　印

乙 住所 ××県××市××町××

氏名　〇〇〇〇　　　　　　印